

## 原子炉安全専門審査会運営規程（改正案）

原子炉安全専門審査会  
 制定 平成26年5月12日  
 改正 平成27年3月23日  
 改正 平成29年6月20日  
改正 令和2年12月15日

## （審査会の招集）

第1条 原子炉安全専門審査会（以下「炉安審査会」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、炉安審査会を招集するときは、事前に、日時、場所及び付議事項を審査委員及び並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に知らせなければならない。

3 審査委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員は、あらかじめ会長の承認を得たときは、テレビ会議システムにより会議に参加することができる。

4 前項のうち、審査委員及び議事に關係のある臨時委員のテレビ会議システムによる会議への参加は、原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）第5条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。

## （委員以外の者の出席）

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審査委員及び並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員以外の者を出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

2 議事に關係のない臨時委員及び専門委員は、会長の承認を得て、炉安審査会に出席し、意見を述べることができる。

3 前2項の出席、意見の陳述又は説明は、あらかじめ会長の承認を得たときは、テレビ会議システムを用いて行うことができる。

## （書面審議等）

第3条 炉安審査会の議事は、書面又は電磁的方法により行うことができる。

2 審査委員及び議事に關係のある臨時委員は、あらかじめ会長の承認を得たときは、書面により議決に参加することができる。

3 前項の規定により議決に参加した場合には、当該審査委員及び議事に關係のある臨時委員については、原子炉安全専門審査会令第5条第1項及び第2項に規定する出席があったものとみなす。

（炉安審査会の公開）

**第3\_4条** 炉安審審査会は、原則として、会議、議事録及び会議資料を公開することとする。ただし、特段の事由により会議、議事録及び会議資料を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(報告)

**第4\_5条** 炉安審審査会の審議状況は、適宜原子力規制委員会に報告するものとする。

(部会への準用)

**第5\_6条** 第1条から第4\_5条の規定及び原子炉安全専門審査会令(平成二十四年九月十四日政令第二百三十一号)における第5条及び第8条は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「炉安審審査会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」、第1条第2項、第3項及び第2条第1項中「審査委員及び並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属する審査委員、臨時委員及び専門委員」、第1条第4項、第3条第2項及び第3項並びに原子炉安全専門審査会令第5条第1項及び第2項中「審査委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する審査委員及び臨時委員」、第2条第2項中「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属さない審査委員、臨時委員及び専門委員」、原子炉安全専門審査会令第5条第1項及び第2項中「審査委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する審査委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(部会への付託)

**第7\_6条** 会長は、原子力規制委員会の指示があった場合において、必要があると認めるときは、指示に係る事案を部会に付託することができる。

(部会)

**第8\_7条** 部会の名称及び所掌事務は、会長が審査会に諮って定める。

(核燃料安全専門審査会又はその部会との合同開催)

**第9\_8条** 炉安審審査会又はその部会を核燃料安全専門審査会又はその部会と合同で開催する場合は、開催する会議に係る会長及び部会長(以下「両会長」という。)の同意を得て、開催することができる。

2 会議を合同で開催する際は、両会長を共同議長とし、議事進行は協議して行うこととする。

3 第1条から第5\_4条の規定は、合同開催の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「炉安審審査会」とあるのは「合同開催の会議」、「会長」とあるのは「両会長」と読み替えるものとする。

(運営規程の改正)

**第10\_9条** 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、炉安審審査会に

諂らなければならない。